

## 令和7年産食用不適米穀収集・運搬等業務仕様書

発注者 秋田県知事 鈴木健太（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）における秋田県が買入・処理する食用不適米穀の収集、運搬に係る業務（以下「運搬等業務」という）についての業務仕様は次のとおり。

### 1 業務内容

秋田県が買入・処理する食用不適米穀（以下、「運搬物品」という）の運搬業務

### 2 運搬物品及び搬出元

運搬業務を行う運搬物品の包装および数量、搬出元は別紙「対象米穀の保管状況」のとおり

### 3 運搬に係る附帯業務

各倉庫からの出庫及び運搬先への入庫業務が該当する。

### 4 運搬先

富山県小矢部市岩武760-2 沼田製粉株式会社 変形加工工場

なお、運搬先における倉庫等については、沼田製粉株式会社の指示に従うものとする。

### 5 運搬等業務期間

契約の日から令和8年9月30日（水）まで

### 6 作業における留意事項

#### (1) 搬出計画書の提出

乙は契約後速やかに、次の事項を記載した任意様式の搬出計画書を提出するものとする。

倉庫毎の搬出月日、搬出時間、搬出量、運搬経路

#### (2) 搬出日の決定

甲は上記の搬出計画書に基づき、搬出元と協議し、搬出日を決定する。その際、乙が作成した搬出計画書に変更の必要が生じた場合は、甲は乙と協議の上、搬出計画書を変更できるものとする。また乙の都合により搬出計画書を変更する必要がある場合は、搬出日の3日前（秋田県の週休日及び祝日を除く）までに甲へ届け出るものとする。甲は届け出に基づき、乙に対し搬出計画の変更の可否について通知するものとする。

#### (3) 搬出に係る業務

ア 搬出に係る倉庫からの持ち出しについては、可能な範囲で搬出元の担当者が協力するが、原則として乙の責任において搬出するものとする。

イ 搬出にあたっては、原則として甲が所管する地域振興局担当者が立ち会い、搬出の状況を確認するものとする。

ウ 搬出にあたっては、甲は乙に対し、別添の運搬指示書を交付する。

エ 乙は、甲から交付のあった運搬指示書に基づき運搬するとともに、運搬が完了した際は、別添の運搬完了届を甲に送付し、運搬完了届の写しを保管する。

オ 令和8年8月末までに保管倉庫からの搬出を完了することとするが、極力令和8年産米の倉庫搬入までに終わるよう努めるものとする。

ただし、これに抛りがたい不測の事態が発生した場合はこの限りではない。

カ パレット等は、搬出元へ返却しなければならない。

(4) 運搬先への搬入に関する事項

ア 運搬先への搬入について、乙は運搬先と協議の上、搬入計画書を作成し、運搬先及び甲に提出するものとする。この計画書に変更があった場合には、速やかに訂正した計画書を運搬先と甲に提出するものとする。

イ 運搬先への搬入は原則として乙が責任をもって搬入するものとする。

(5) 運搬先からの指示事項

運搬物品の搬入に関して、運搬先から指示事項があった場合は、乙は指示に従わなければならない。

(6) 積み替えに関する事項

乙は、運搬物品の積み替えを行ってはならない。ただし、書面により甲の承諾を得て、関係法令の定める基準に従う場合は、この限りではない。

(7) 雨天時の運搬

雨天時の運搬に関しては、運搬物品が雨で濡れることの無いよう、対策を講じること。

## 7 その他

業務の実施に当たっては、米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年11月5日農林水産省令第63号）及び関係法令等を遵守すること。